

申 入 書

(住居確保損害の合意書の修正等について)

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

平成27年3月23日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士団（原発被災者弁護士団）

団 長 弁護士 丸 山 輝 久

(連絡先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階

TEL 03-3502-8507/FAX 03-3502-8555

事務局次長 弁護士 秋 山 直 人

〔申し入れの趣旨〕

住居確保損害の合意書について、清算条項の一種と解される条項を削除する修正をするとともに、既に合意書を提出している被害者に対しては、上記条項を削除した合意書と差し替えることを申し入れます。

〔申し入れの理由〕

- 1 当弁護士団が依頼者から入手した情報によりますと、貴社は、住居確保損害（「住居確保にかかる費用〔持ち家〕」）のいわゆる本賠償（直接請求）の手續において被害者に提出を求める「合意書」に、
「…別紙『算定額の内訳』に記載の『賠償金額（累計）』が『賠償上限金額』に達した以降は、増減税や著しい地価の変動その他の事由により賠償上限金額の取扱いに変更があった場合であっても、東京電力に対して、追加の賠償の請求をすることはできないことについて合意します。」
との条項（以下「本件条項」といいます。）を入れていました。
- 2 本件条項は、いったん被害者が当該合意書をもって住居確保損害の賠償に合意し、賠償上限金額に達する賠償を受けた場合には、その後、増減税や著しい地価の変動等により、賠償上限金額が増額になったとしても、追加で賠償請求をすることができないという効果を生じる可能性があり、いわゆる清算条項の一種と解されます。
- 3 貴社は、平成23年9月の賠償開始当初、合意書見本に「なお、上記金額

の受領以降は、結果通知書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との条項を入れて、各方面から強く批判され、当該条項を合意書から削除した経緯があります。

以降、貴社は、上記のようないわゆる清算条項を合意書に入れることはいない旨を表明してきました。例えば、平成25年10月1日の原子力損害賠償紛争審査会で、小川・貴社福島原子力補償相談室長は、財物損害の合意書に清算条項を入れているかという趣旨の能見・審査会長の質問に対し、

「私どもの賠償を始めた当初にそういった文言を合意書の用紙に入れていた時期がございまして、かなりおしかりを頂いたところもございまして。現在の財物賠償の合意書におきましては、そのような文言は入れておりません。」

と答弁しています。

- 4 しかるに今回、貴社が住居確保損害の合意書に本件条項を入れたことは、これまでの姿勢を翻すものであり、被害者に対する背信的な行為です。
- 5 また、平成26年9月15日にいわき市文化センターにて行われた、貴社及び経産省資源エネルギー庁主催の住居確保損害の賠償に関する住民説明会では、質疑応答で、「今後、消費税が8%から10%に増税される際、増税分も賠償されるのか」との質問に対し、「増税分は諸費用の算定において反映する。」との回答がなされています。

しかし、本件条項があることによって、消費税が増税になり、賠償上限金額が増額になったとしても、既に本件条項入りの合意書をもって合意している被害者については、貴社が、増額になった賠償上限金額の適用を拒否することが見込まれます。これは、増税という被害者とは無関係の事情によって、被害者の得られる賠償金の額が減少するという不当な結果をもたらします。

- 6 さらに、平成27年1月28日の原子力損害賠償紛争審査会で、福島県内都市部の平均宅地単価の上昇の有無を検討し、中間指針第四次追補における単価を変更する必要があるかが議論されたことから明らかなように、中間指針第四次追補における住居確保損害の基準は、今後の地価上昇の動向等によっては、被害者に有利に変更される可能性があります。

しかし、本件条項があることによって、既に本件条項入りの合意書をもって合意している被害者については、住居確保損害の基準が被害者に有利に変更されても、その恩恵を受けられない可能性があります。

- 7 そこで、当弁護団は、貴社に対し、清算条項の一種と解される本件条項を

合意書に入れたことに抗議するとともに、速やかに次の対応をすることを申し入れます。

- ① 住居確保損害の合意書から本件条項を削除する修正をすること
- ② 既に本件条項を含む合意書を提出している被害者に対しては、本件条項を削除した合意書と差し替える（本件条項を含む合意書は被害者に返却し、新たに本件条項を削除した合意書の提出を受ける）こと

8 本書到達後2週間以内に、頭書記載の連絡先宛に、かかる申し入れに対する貴社の見解を書面にてご送付ください。

以 上